

<名古屋地区>NOMA 行政管理講座のご案内

[令和 7 年 8 月 27 日(水)~29 日(金)開催]

住民税の課税実務

個人住民税・法人住民税 3 日間コース

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

厳しい財政状況にある各市町村が住民サービスの維持向上を図るには、安定的な税収確保が極めて重要です。自治体の基幹税目である住民税は社会経済の動きと密接な関係があり、毎年の税制改正で益々複雑化しています。

このため担当職員は住民税の制度を正しく理解し、適正・公平な課税を行うとともに納税義務者に十分な説明責任を果たすことが求められています。

本セミナーでは、実務処理に必要な基礎知識から令和 7 年度税制改正の内容、事例演習を採り入れながら解説いたします。時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬具

記

日 時：令和 7 年 8 月 27 日(水) 13:00~17:00

28 日(木) 10:00~17:00

29 日(金) 10:00~17:00

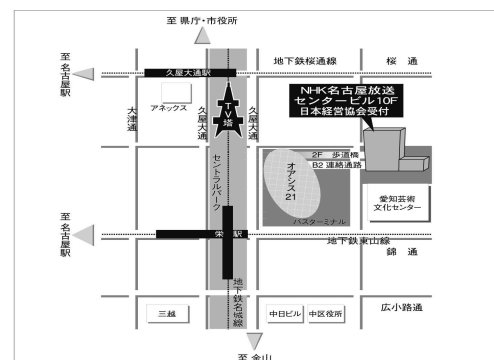
会 場：NHK 名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市東区東桜 1-13-3)

講 師：【個人住民税】自治体法務研究所 副代表
(元)東京都 主税局 野木 義昭 氏

【法人住民税】公益財団法人 東京税務協会
(元)東京都 主税局 大久保 英夫 氏

参加料(負担金 1 名につき)

	負担金	消費税等	合 計
NOMA 会員	42,000 円	4,200 円	46,200 円
一 般	46,000 円	4,600 円	50,600 円



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法：裏面の申込要領をご確認の上、本会 HP の各セミナー詳細画面からお申込みください。
折り返し請求書・参加券をお送りします。

- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。領収書が必要な場合はご連絡ください。
- ・参加者が少数の場合、感染症・天災等の状況により、中止・延期させていただく場合があります。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。
開催日の 3 営業日前～前日までのキャンセルは参加料の 30%、開催日当日は 100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますのであらかじめご了承ください。
その他、参加者が少数の場合、感染症・天災等の状況により、中止・延期させていただく場合があります。

ご宿泊：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテル等へお申込みくださいますようお願いいたします。

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ
お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F
TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ※お問合せは、平日の 9:15~17:15 をお願いいたします

以上

◆講義項目◆

※当日の進行状況によって講義項目が変更となる場合がございます。

【個人住民税】8月27日（水）～28日（木）	【法人住民税】8月29日（金）
1 個人住民税とは 2 納税義務者 3 外国人等と住所の認定 4 非課税 5 均等割 6 所得割 7 各種所得金額の計算 8 各種所得の意義 9 損益通産 10 「純損失」と「雑損失」の繰越控除 11 青色申告制度 （白色申告と青色申告の所得の計算） 12 各種所得控除 13 所得割の算定 14 土地等建物の譲渡に係る分離課税 15 株式等に係る譲渡所得に係る課税の特例 16 先物取引による雑所得等に係る課税の特例 17 税額控除 18 個人住民税の申告 19 賦課及び徴収 20 減免 21 公的年金所得と特別徴収 22 退職所得の課税の特例 （退職所得を複数からもらっている場合の計算方法） 23 その他	第1 通則 1 法人の種類（公共法人、公益法人等、その他の法人） 2 非課税と減免 3 納税義務者 4 事業年度 5 申告納税制度 第2 均等割 1 税率（標準税率と制限税率、適用時期） 2 税率適用区分 3 月割計算の方法 第3 法人税割 1 課税標準 （1）単体法人 （2）通算法人 （3）2以上の市町村において事務所等を有する法人の課税標準の分割基準 2 税率（標準税率と制限税率、適用時期） 3 税額控除（特定寄附金税額控除、外国税額控除等、仮装経理、租税条約に係る法人税更正に伴う控除） 第4 申告、更正・決定等 1 申告の種類・未申告法人の調査 2 中間納付額の還付（充当）、還付加算金の計算 3 更正の請求 4 更正・決定、更正決定の期間制限等 第5 令和7年度改正の主な内容（法人税割） 1 課税標準額 租税特別措置法の改正に伴い、法人税の税額控除「デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制」廃止等 2 税額控除 特定寄附金税額控除の見直しと3年延長
自治体法務研究所 副代表／(元)東京都主税局 野木 義昭 氏 昭和37年中央大学法学部卒業。昭和38年東京都主税局に入職。練馬、台東、中央など各都税事務所において、不動産取得税課税事務、固定資産税課税事務、徴収事務を担当する。平成8年 東京都主税局専門講師委嘱。平成10年東京都退職。財団法人東京税務協会講師を経て、一般社団法人日本経営協会等において研修講師として活躍中	公益財団法人 東京税務協会／(元)東京都主税局 大久保 英夫 氏 昭和40年 中央大学法学部卒業。東京都主税局江東都税事務所に勤務。その後主税局課税部、資産税部等及び特別区（派遣）において住民税・固定資産税等の課税事務、徴収事務を担当。平成13年東京都退職（墨田都税事務所副所長）。公益財団法人東京税務協会講師で住民税を担当し、現在も非常勤講師で住民税を担当。

■申込要領

本会 HP より【WEB 申込】をお願いします。

- ① 日本経営協会 HP【 <https://www.noma.or.jp> 】を WEB で検索
- ② ホーム画面にて「セミナー/講座」を選択
- ③ 「NOMA 公開セミナー/行政管理講座検索画面」をクリック
- ④ セミナー一覧画面にて、拠点を「中部本部」とし、「検索する」をクリック
- ⑤ 参加希望講座を選んで、「WEB 申込み」から必要事項を入力
※請求書の各種日付は下記の通りです
【発行日・お取引日…セミナー開催日】【お支払期限…セミナー開催日の1ヶ月後】
※変更のご希望がある場合は、「連絡事項」欄にご記入ください
例：発行日（〇月〇日／支払期限〇月〇日希望 等） 空欄での発行はできかねます
請求宛先（団体名と異なる場合 〇〇宛 等）
- ⑥ お申込み後、セミナー申込受付確認メールが届きます（未着の場合は TEL にてお問合せください）

※請求書・参加券(決定通知)は別途書面にてご連絡担当者へ郵送します。未着の場合はご連絡ください